

政令第四百十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第三条第一項第四号及び第五号、第四条の二第四項第一号並びに第四十一条並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要

な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（審査の特例等の対象となる場合）

第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

第七条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附 則

(施行期日)

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

(確認に関する経過措置の対象となる者)

2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める等の必要があるからである。